

国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する 規程

制定 平成27年4月27日 27規程第51号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における研究の真正性を確保するため、研究情報の管理、保存、記録、検認等（以下「管理等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号）第4条第1項に規定する研究職員
 - ロ 国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号）第5条第1項に規定する研究職員
 - ハ 国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第4条第1号、第2号、第5号及び第7号に規定する第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）、第二号職員（テクニカルスタッフ）、第五号職員（招へい研究員）及び第七号職員（リサーチアシスタント）
 - ニ 国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第2条第2項に規定する客員研究員及び協力研究員
- 二 「研究記録」とは、研究職員等が行う研究（その成果の全部又は一部が研究所に帰属することとなるものに限る。以下同じ。）を実施するための計画、その過程及び成果等を表す情報（以下「研究情報」という。）であって、紙、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録されたものをいう。
- 三 「研究ノート」とは、研究記録のうち、第3条に規定する研究記録統括責任者があらかじめ指定する形式により記録されるものであって、第16条の規定により研究記録管理者が管理し、及び保存するものをいう。
- 四 「領域等」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第6条第1項第2号から第8号に規定する研究推進組織及び同規程第22条に規定する特別の組織をいう。
- 五 「研究ユニット等」とは、組織規程第6条第3項第2号に規定する研究部門、同条同項第3号に規定する研究センター及び同規程第22条に規定する量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター並びに組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」とい

う。)第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ(以下「O I L」という。)
及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。

六 「研究グループ等」とは、組織規則第7条第2項の規定により別に定められる研究グループ、同規則第7条第3項及び第8条第3項の規定により別に定められる連携研究室、同規則第8条第2項の規定により別に定められる研究チーム並びに同規則第97条第3項の規定により別に定められるチームをいう。

七 「ラボチーム長」とは、組織規則第101条第1項の規定によりO I Lのチーム(同規則第5条の2第2項の規定によりO I Lに置かれるチームをいう。以下同じ。)に置かれるラボチーム長をいう。

八 「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程(13規程第26号)第2条第6項に規定する知的財産権をいう。

第2章 研究記録の管理等に係る体制

(研究記録統括責任者)

第3条 研究所に、研究記録統括責任者を置く。

2 研究記録統括責任者は、役員(監事を除く。)及び職員のうちから理事長が指名する。

3 研究記録統括責任者の行う業務は、次のとおりとする。

一 研究記録に係る制度及び環境を整備すること(研究ノートの形式の指定を含む。)

二 研究記録に係る制度の運用を監督すること。

(研究記録管理者)

第4条 研究所に、研究記録管理者を置く。

2 研究記録管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務本部副本部長

二 法務・コンプライアンス部長

三 コンプライアンス推進室長

四 コンプライアンス推進室に属する者の中から研究記録統括責任者が指名する者

3 研究記録管理者は、研究記録統括責任者の指示を受けて、研究ノートの管理、保存その他研究記録に係る制度の運用に関する業務を行う。

(研究情報の記録に関する義務)

第5条 次の各号に掲げる者は、その研究を行うに際し、当該研究に係る研究情報を記録しなければならない。ただし、当該者の所属する研究ユニット等の長(研究ユニット等の長にあっては、領域等の長。)の承認を得た場合は、この限りでない。

一 研究職員等(研究ユニット等に所属する者に限る。)

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、研究所のために労働に従事させられる者(研究ユニット等に所属する者に限る。)

三 前二号に掲げる者のほか、研究ユニット等の長がその研究情報を記録すべき者として指定する者(当該研究ユニット等に所属する者に限る。)

2 領域等の長及び研究ユニット等の長は、その管理する領域等又は研究ユニット等に所属す

る前項の規定により研究情報を記録しなければならない者（以下「研究情報記録義務者」という。）によって研究情報の記録が適正かつ確実に行われているかどうかを管理監督し、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

第3章 研究ノートの管理等

（研究ノートとして保存すべき研究情報）

第6条 領域等の長及び研究ユニット等の長は、研究情報記録義務者に対し、当該研究ユニット等において行われている研究及び次の各号に掲げる研究情報の特性に照らし、毎年度、研究ノートとして保存すべきものについて、その方針を示さなければならない。

- 一 研究を実施した日時
- 二 研究を実施した場所
- 三 研究の共同実施者の氏名及びその所属する組織の名称
- 四 研究の内容
 - イ 研究を実施するための計画に関する情報（研究の位置付け、目的及びアイデア、研究に係る仮説及び検証方法等）
 - ロ 研究の過程に関する情報（研究の対象、条件及び手順、計測、分析、観察及び評価の方法、研究に用いる試料、試薬、装置、器具等）
 - ハ 研究の成果に関する情報（研究のデータ及び結果、得られた知見の内容及びその考察等）
- 五 研究情報のうち、研究ノートとして保存されないものについて、その所在に関する情報
- 六 その他研究に関する重要な情報

2 研究情報記録義務者は、自らの研究の真正性を示すことができるようにするため、前項の規定により示された方針に基づき、検認者（第10条第1項の表の研究情報記録義務者の欄に掲げる区分に応じて同表の検認者の欄に定める者（同条第3項の規定により指定する者を含む。）をいう。以下同じ。）の指導の下に、研究ノートとして保存すべき研究情報を記録し、研究記録管理者に提出しなければならない。

（研究記録管理者への通知）

第7条 研究情報記録義務者は、研究を行うに当たり、あらかじめ、検認者の承認を得て、当該研究に係る研究情報を研究ノートとして提出する旨を研究記録管理者に通知しなければならない。

2 研究情報記録義務者は、同時に複数の研究を実施する場合は、検認者の承認を得て、当該複数の研究に係るそれぞれの研究情報を研究単位ごとに複数の研究ノートに分けて提出することができる。この場合において、研究情報記録義務者は当該複数の研究ノートについて、前項に規定する通知を行うものとする。

（管理番号）

第8条 研究記録管理者は、前条の規定により通知を受けたときは、速やかに、研究情報記録義務者に対し、前条第1項の研究ノートに係る管理番号を指定するものとする。

2 研究情報記録義務者は、前項の規定による指定を受けたときは、速やかに、次条各号（第5号を除く。）に掲げる事項を研究記録管理者に通知するものとする。

(管理台帳)

第9条 研究記録管理者は、研究ノートを管理するための台帳を備え、研究ノートごとに次の各号に掲げる事項を記載して整理するものとする。

- 一 管理番号
- 二 研究情報記録義務者の氏名及びその所属する組織の名称
- 三 検認者の氏名及びその所属する組織の名称
- 四 研究題目
- 五 第10条第1項の規定による検認の履歴
- 六 その他研究ノートを管理するために必要な事項

(検認を受ける義務)

第10条 研究情報記録義務者は、その研究に係る研究記録が存在するかどうか及び研究情報が適正に研究ノートに記録されているかどうかについて、次項に規定する起算日から1年以内に、次の表の研究情報記録義務者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の検認者の欄に掲げる者による検認を受けなければならない。

研究情報記録義務者	検認者
研究グループ等に属する者（研究グループ等の長及びO I Lのチームに属する者を除く。）	その所属する研究グループ等の長
O I Lのチームに属する者（ラボチーム長を除く。）	その所属するO I Lのチームのラボチーム長
ラボチーム長	その所属するO I Lのラボ長
研究グループ等の長又は研究グループ等に属さない者（研究ユニット等の長を除く。）	その所属する研究ユニット等の長
研究ユニット等の長	その所属する領域等の長

2 前項の起算日は、研究ノートごとに、初めて検認を受ける場合は第7条第1項に規定する通知の日の翌日、検認を受けたことがある場合は直前の検認日の翌日とする。

3 領域等の長又は研究ユニット等の長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定する者を、検認者として別に指定することができる。

- 一 秘密の保持を確保することができないおそれがあると認めるとき。
- 二 研究の指導のため特に必要があると認めるとき。
- 三 第1項に規定する検認者が、病気、事故、長期にわたる出張、本務遂行上の支障その他これらに準ずる事由によりその検認の業務を行うことが困難であると認めるとき。

(検認の手続)

第11条 研究情報記録義務者は、前条第1項の規定により検認者による検認を受けるに当たり、あらかじめ、その研究情報が保存されている研究ノートの研究記録管理者に提出しなければならない。

2 研究情報記録義務者は、前項の規定により研究ノートを提出するときは、知的財産権に係

る情報の有無を研究記録管理者に通知しなければならない。

- 3 研究記録管理者は、第1項の規定により研究ノートの提出を受けたときは、検認者にその旨を通知しなければならない。

(検認者の義務)

第12条 検認者は、前条第3項の規定により研究記録管理者から通知を受けたときは、速やかに検認を行わなければならない。

- 2 検認者は、前項に規定する検認を終えたときは、検認をした日その他検認の結果に関する事項を研究記録管理者に通知するものとする。

- 3 検認者は、研究情報記録義務者から研究記録管理者に提出のあった研究ノートに係る研究情報を検認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(検認者による指導又は助言)

第13条 検認者は、前条第1項に規定する検認を終えたときは、当該検認に係る研究情報記録義務者に対し、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 検認者は、前条第1項に規定する検認を終えたときは、当該検認に係る研究情報記録義務者の所属する領域等の長及び研究ユニット等の長に対し、その検認に係る実施状況及び前項の規定による指導又は助言の実施状況について、必要に応じて報告するものとする。

- 3 領域等の長又は研究ユニット等の長は、検認者による検認が適切に行われることを担保するため必要があると認めるときは、当該検認者に対し、必要な指示を行うことができる。

(研究情報の記録の終了)

第14条 研究情報記録義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その研究に係る研究情報の記録を終えなければならない。

一 その研究に係る研究情報を記録した電磁的記録媒体その他の記録媒体に他の研究に係る研究情報が記録されていない場合において、当該研究を終了しようとするとき。

二 研究を長期にわたり中断しようとするとき。

三 研究所を離職（引き続き役員、職員、第2条第1号ハに規定する契約職員又は組織規程第40条に規定するフェローとして在職する場合を除く。以下同じ。）しようとするとき。

- 2 研究情報記録義務者は、前項の規定によりその研究に係る研究情報の記録を終えたときは、速やかに、次に掲げる事項を研究記録管理者に通知するとともに、その記録を終えた研究に係る研究ノートについて、第10条第1項の規定により検認を受けなければならない。

一 研究ノートの管理番号

二 研究情報の記録を終了した日

三 その他研究情報の記録の終了に関する必要な事項

第15条 削除

(研究ノートの管理及び保存)

第16条 研究記録管理者は、研究ノートを厳重に管理し、及び保存しなければならない。

- 2 研究記録管理者は、同一の管理番号を持つ研究ノートを一つの研究ノートとして管理し、及び保存しなければならない。

- 3 前項の研究ノートの保存期間は、最終の検認（第14条第2項の規定に基づいて受ける研究

情報の記録を終えた研究に係る研究ノートの検認をいう。)を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年(研究ノートに係る研究情報に知的財産権に係る情報が含まれる場合にあっては、30年)とする。

- 4 研究記録管理者は、少なくとも毎年度1回、研究ノートの管理及び保存の状況を確認するものとする。
- 5 研究記録管理者は、その管理し、及び保存する研究ノートについて、第3項に規定する保存期間が経過したときは、速やかに、当該研究ノートを廃棄するものとする。ただし、次条の規定により当該研究ノートの開示が求められている場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(研究ノートの開示)

第17条 研究情報記録義務者又は研究記録管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る研究ノートを開示しなければならない。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミスコンダクトへの対応に関する規程(17規程第56号)第10条の予備調査又は同規程第16条の本調査を実施するため、同規程第3条の研究者倫理統括者、同規程第9条第2項の予備調査委員会の委員長又は同規程第13条第5項の調査委員会の委員長が研究ノートの開示を求める必要があると認めるとき。
- 二 訴訟等の際し、研究所に帰属すべき知的財産権を主張するため理事長が研究ノートを開示する必要があると認めるとき。
- 三 研究所以外の者から研究ノートの開示を請求された場合であって、理事長が開示する必要があると認めるとき。

(離職時の研究ノート及びその写しの持出し禁止)

第18条 研究情報記録義務者は、研究所を離職した日以降、第6条第2項の規定に基づき、その在職中に研究情報を記録し、保存した研究ノート及びその写しを研究所外に持ち出してはならない。

(研究ユニット等に属さない者)

第19条 研究を行う者であって研究ユニット等に属さない者は、その研究を行うに際し、当該研究に係る研究情報を研究ノートに記録しなければならない。ただし、その研究に密接に関連する領域等又は研究ユニット等(以下これらを「関連領域等」という。)の長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定によりその研究に係る研究情報を記録しなければならない者は、その研究に係る研究記録が存在するかどうか及び研究情報が研究ノートに適正に記録されているかどうかについて、次項に規定する起算日から1年以内に、関連領域等の長による検認を受けなければならない。
- 3 前項の起算日は、研究ノートごとに、初めて検認を受ける場合は第7条第1項に規定する通知の日の翌日、検認を受けたことがある場合は直前の検認日の翌日とする。
- 4 第1項の規定によりその研究に係る研究情報を記録しなければならない者については、研究情報記録義務者とみなして、第6条から前条まで(第10条並びに第13条第2項及び第3項

を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	領域等の長及び研究ユニット等の長	関連領域等の長
第6条第1項	当該研究ユニット等	当該関連領域等
第6条第2項	検認者（第10条第1項の表の研究情報記録義務者の欄に掲げる区分に応じて同表の検認者の欄に定める者（同条第3項の規定により別に指定する者を含む。）をいう。以下同じ。）	関連領域等の長
第7条、第9条、第11条第1項及び第3項、第12条、第13条第1項	検認者	関連領域等の長
第9条及び第14条第2項	第10条第1項	第19条第2項
第11条第1項	前条第1項	第19条第2項

第4章 雑則

(規程の細目及び運用)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究情報の管理等の実施のために必要な事項は、研究記録統括責任者が別に定める。

附 則 (27規程第51号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月27日から施行する。

(施行前の準備)

第2条 研究情報の記録、検認、管理等に係る手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により行われた行為は、この規程の施行の日においてこの規程の規定により行われたものとみなす。

附 則 (27規程第82号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年10月29日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前にした改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第6条第1項の規定による指示は、改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程（以下「新規程」という。）の適用については、新規程の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 (27規程第97号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の規定は、平成28年3月31日までの間、同条中「研究ユニット等」とあるのは「研究ユニット」とみなして、平成28年3月24日から適用する。

附 則 (28規程第16号・一部改正)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (28規程第23号・一部改正)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (28規程第83号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第7条第1項の規定により紙ノートに記録するとして通知した研究情報のうち記録を終えていないものは、改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程（以下「新規規程」という。）第7条の規定により電磁的記録媒体に記録して電子ノートとして保存する旨を通知した研究情報とみなす。

2 前項の場合において、新規規程第11条第1項又は第14条第2項の規定により研究情報記録義務者が電子ノートを研究記録管理者に提出するときは、施行日後最初の提出の際に、施行日前に当該紙ノートに記録した全ての研究情報を電磁的記録媒体に記録して電子ノートとして保存して提出しなければならない。

附 則 (30規程第37号・一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (31規則第1号・一部改正)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令01規程第41号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現に改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第16条第1項の規定により保管されている研究ノートの保管期間については、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第16条第3項の規定を適用して保管期間を定めたものとみなす。

附 則 (令02規程第12号・一部改正)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令02規程第34号・一部改正)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。